

次の要件に該当する家屋については、省エネ改修工事完了から3か月以内に申告いただければ、当該家屋の翌年分の固定資産税が減額されます。

要件 ①～⑥の全ての要件を満たす必要があります

- ① 平成26年4月1日以前から所在する、貸家でない住宅であること
- ② 改修後の住宅の床面積が 40㎡以上240㎡以下 であること
- ③ 店舗等併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が住宅であること
- ④ 補助金等を除く改修工事の自己負担額が60万円(税込) を超えること ※詳細は裏面参照
- ⑤ 改修工事を令和13年3月31日までにしていること
- ⑥ 改修工事が完了した日から3か月以内の申告であること(原則)

減 額 内 容

当該家屋の固定資産税（改修工事が完了した年の翌年分）の1/3が減額になります。

※一戸当たり床面積120㎡分まで減額されます。

※店舗等併用住宅の場合は、住居部分(上限120㎡)に相当する固定資産税額の1/3が減額となります。

…当該家屋の固定資産税額×(住居部分面積/全体床面積)×1/3

必 要 書 類

- ① 省エネ改修工事に係る固定資産税減額申告書
- ② 増改築工事証明書（下記の方が発行します）
 - ・ 登録された建築士事務所に属する建築士
 - ・ 指定確認検査機関
 - ・ 登録住宅性能評価機関
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人
- ③ 交付(給付)決定通知書
※国または地方公共団体から補助金(給付金)等を交付されている方のみ必要

注 意 事 項

- ・ 「耐震改修(認定長期優良住宅含む)」に対する減額を受ける場合、または受けたことがある場合は、この減額制度は受けることができません。
- ・ 認定長期優良住宅ではない場合、「バリアフリー改修工事」に係る固定資産税の減額制度を併用することができます。
- ・ この減額制度の適用は一度のみです。過去に受けたことがある場合は、この減額制度を受けることはできません。

対象工事と内容

対象工事	内容	
1. 窓の断熱改修工事 ※必須工事	I ガラスの交換	ア
	II 内窓の新設または交換	
	III サッシ及びガラスの交換	
2. 床等の断熱改修工事	外気に接する床等の断熱改修	イ
3. 壁の断熱改修工事	外気に接する壁の断熱改修	
4. 天井等の断熱改修工事	外気に接する天井等の断熱改修	
5. 高効率空調機の設備設置工事	—	ウ
6. 高効率給湯機の設備設置工事	I 潜熱回収型給湯機	
	II ヒートポンプ式電気給湯器	
	III 燃料電池コージェネレーションシステム	
7. 太陽熱利用システムの設備設置工事	—	
8. 太陽光発電設備の設置工事	—	

注:分類ウの工事を行う場合は、分類アまたは分類ア,イでかかった額が50万円(税込)を超え、かつ分類ア,イ,ウの工事の合計額が60万円(税込)を超えていることが必要です

問合せ： 所沢市 財務部 資産税課

TEL: 04-2998-9068

E-Mail: a9068@city.tokorozawa.lg.jp